

平成14年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果

(目次)

基本目標1：観察処分の実施を通じてオウム真理教の 活動状況を明らかにする。	1
基本目標2：内外情勢に関する調査を通じて公共の安 全の確保にかかわる情報の政府機関への 適切な提供に努める。	4

目 標	【基本目標1】 観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。	指 標	オウム真理教の組織、活動の実態、危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持など）、欺瞞性及び閉鎖性の解明度合い
基本的考え方	<p>オウム真理教（以下「教団」という。）については、依然として国民の多くが不安を抱き、また、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）（注）に基づき、公安調査庁長官の観察に付されているところ、同処分を通じて教団の活動状況を明らかにし、国民の不安感の解消に努めるとともに、再び教団が無差別大量殺人行為に及ぶことのないようにすることは、公共の安全の確保にとって極めて重要な課題であると同時に、公安調査庁に課せられた責務である。</p> <p>そのため、公安調査庁は、教団につき、全国的調査体制で組織的に調査を展開するとともに、必要な場合には公安調査官による立入検査を実施して、教団の</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 組織 ② 活動の実態 ③ 危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持など） ④ 欺瞞性 ⑤ 閉鎖性 <p>などについて解明して、教団の活動状況を明らかにする必要がある。</p> <p>観察処分の実施を通じて教団の活動状況を明らかにすること、特に立入検査によって公安調査官が自ら直接活動状況等を確認することは、教団の危険性の増大防止にとって、また国民の教団に対する不安感の解消にとって極めて有効であり、かつ教団の不法活動の抑止につながるものと考えられる。</p> <p>教団に対する観察処分の期間は、当初は平成12年2月1日から平成15年1月31日までの3年間であったところ、平成15年1月23日に観察処分の3年間の期間更新決定がなされたことから、平成18年1月31日までとなっている。</p> <p>観察処分においては、公安調査官による任意調査や団体による報告だけでは十分ではない場合もあり得るため、団体の活動状況を明らかにするために、特に必要があると認められる場合には、公安調査官が、団体が所有・管理する土地・建物に立ち入り、無差別大量殺人行為に結び付く物件や教団の危険性を示す物件の存在、施設の使用実態、財政状況を把握するための会計帳簿の検査などを行うことができるとされている。</p> <p>（注）団体規制法は、過去に団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体について、その活動状況を明らかにし、又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>同法が規定する規制措置には、当該団体の活動状況を一定期間継続して明らかにするための「観察処分」及び当該団体の危険な要素の量的、質的増大を防止する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査の妨害をするなどして、当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に、一定の活動を一時的に停止させる「再発防止処分」の二つがある。</p> <p>「観察処分」の具体的な措置としては、公安調査庁長官が、当該団体から</p>		

	<p>役職員，構成員の氏名，住所などについて報告を受ける「報告徴取」及び特に必要があると認められるときに，団体が所有・管理する土地・建物に対して公安調査官に行わせる「立入検査」がある。</p>
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>特になし。</p>
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等 教団の組織，活動の実態，危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持など）の解明度合いに基づき評価する（立入検査の実施状況（「立入検査を行った施設数」，「動員した公安調査官数」及び「検査時間」）を含む。）。</p>
評価の内容	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>公安調査庁は，教団に対し標記期間内において，団体規制法第7条第2項に基づき，合計23回にわたり，30施設に立入検査を実施した。</p> <p>教団の拠点施設に対する立入検査等においては</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内に麻原彰晃こと松本智津夫の唱えるマントラを流している事実 ○ 麻原の説法を収録したビデオテープ，カセットテープ及び教団関連書籍並びに同人の写真及びポスターを多数保管している事実 ○ 無差別大量殺人行為に関与した刑事被告人の所有物等を保管している事実 ○ 祭壇を設けた道場に，麻原の写真や大量の教団関係資料が保管され，教団の施設と認められたにもかかわらず，公安調査庁への報告を行うことなく，施設を運用している事実 ○ 教団名を秘匿し，一般人を対象とする「ヨーガ教室」を開催し，信徒獲得活動をしている事実 <p>などを確認した。</p> <p>観察処分の実施以降，教団は拠点施設から撤退したり，公然と信者の勧誘を行うことや危険な教義の実現に向けた準備行為を控えざるを得ない状況にあり，教団の信徒数は，教団が教団名を秘匿した勧誘活動などの各種の信徒拡大に向けた動きを活発化させる中で，観察処分決定時と比較して微増するに留まっている。</p> <p>しかしながら，教団は，依然として松本・地下鉄両サリン事件の首謀者である麻原を絶対的帰依の対象とし，同人の確立した殺人を勧める危険な教義，修行体系等を維持するなど，その危険な本質は，観察処分決定時と変わりことが明らかとなった。</p> <p>さらに，教団は，今なお出家信徒を外部との接触を遮断して管理下の施設に集団居住させて出家信徒とその親族との連絡・面会を制限するなどして独自の閉鎖社会を構築しており，依然として，その組織体質は極めて閉鎖的である。</p> <p>また，教団は，団体規制法第5条第3項の規定に基づく報告義務を有するところ，報告書として提出された書類には，</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ロシア人構成員の大半等が本団体の構成員として報告されていなかったこと ○ 本団体管理下の施設のうち9施設が報告されていなかったこと ○ 資産及び負債につき，本団体の会計帳簿，破産管財人への経済活動に関する報告と齟齬していたこと <p>などが認められるなど，虚偽的・欺瞞的な組織体質に変わりはない。</p>

公安調査庁は、引き続き教団の活動状況を明らかにしていく必要があるとの判断から、立入検査の実施などにより得られた上記の事実を証拠化して、平成14年12月2日、公安審査委員会に対して観察処分の期間更新請求を行った。

これを受けて、公安審査委員会は、平成15年1月23日、教団については、麻原が教団の活動に絶対的ともいえる影響力を有していることから、将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があり、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるとして、観察処分の期間更新を決定した。

なお、観察処分を通じて得られた調査結果については、自治体の長の請求を受けて20自治体に対し47件を提供した。

○ 立入検査を行った施設数：30施設（このほか、2か所の付帯施設に立入検査を実施した。）

○ 動員した公安調査官数：延べ901人

○ 検査時間：約182時間

2. 評価結果

立入検査などの実施により教団の活動実態を相当程度解明し、教団が依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることを明らかにした。この結果、教団の活動状況を継続して明らかにするためには、引き続き、教団を公安調査庁長官の観察に付す必要があると判断し、公安審査委員会に観察処分の期間更新を請求し、同委員会から期間更新の決定を得た。

見直しの有無	なし。
備 考	

目 標	【基本目標2】 内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保に関わる情報の政府機関への適切な提供に努める。	指 標	提供情報の迅速性、適時性、正確性
基本的考え方	<p>公安調査庁は、公共の安全の確保のため、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、破壊的団体の規制に関する調査として、これらの団体の活動に影響を及ぼす可能性のある内外の情勢について情報の収集・分析を行っている。</p> <p>この過程で得られた様々な情報につき、その正確性を判断し、政府・関係機関に対して迅速、適時に提供し、政府・関係機関による的確な対応の実施に貢献することにより、公共の安全の確保に資することも、公安調査庁の重要な業務である。</p> <p>とりわけ国際テロの脅威や北朝鮮問題など、我が国及び国民の安全にとっての不安定要因を抱えている今日の情勢にあつて、これら国際テロや北朝鮮をめぐる情報を収集、分析することは、公共の安全の確保にとって、当面の最重要事項であり、公安調査庁として、その調査力を最大限に活かして、政府機関が必要とする情報を迅速・適時に提供することが重要と考えている。</p> <p>これにより、公共の安全に関わる分野における政府機関の施策の推進に寄与することが可能となる。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
測定方法等	1. 測定時期：平成15年3月31日 ----- 2. 測定方法等 提供情報の迅速性、適時性、正確性を検証する。		
評価の内容	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>平成14年度の国際情勢は、9月の日朝首脳会談、10月のインドネシア・バリ島における大規模爆弾テロ、イラク戦争など昨年度に引き続き大きく揺れ動いた。さらに、我が国と近接諸国との間では、5月に中国・瀋陽総領事館事件が発生したほか、国内においても、朝鮮総連信用組合の再編や4月の有事関連3法案の国会提出、4月の成田空港暫定平行滑走路の供用開始など様々な動きがあった。</p> <p>公安調査庁は、日朝首脳会談において、金正日総書記が日本人の拉致、武装工作船について自認し国家として不法活動に携わっていたことが明らかになったことや、バリ島爆弾テロ事件でディスコ等が狙われ日本人にも死傷者が出たことなどを受けて、北朝鮮、朝鮮総連の動向などに関する情報や、我が国の安全、一般国民の生命・財産に関して重大かつ深刻な脅威となりつつある国際テロに関する情報の収集を最重要課題として位置付け、特別体制をとるなど、より迅速かつ適時に情報を収集・分析できるよう体制を強化した。</p> <p>これら方策の推進によって得られた内外情勢に関する情報やその分析結果については、官邸・内閣官房等に対して直接報告したのをはじめ、政府部内における各種会議（例えば、「内閣情報会議」「日朝国交正常化交渉に関する関係閣</p>		

僚会議専門幹事会（拉致問題）」「イラク問題対策関係省庁局長級会議」など）の場を通じたり、職員が関係省庁に赴いて提報するなど、政府機関に適時に提供した。

このほか、公安調査庁は、4月には国際テロの動きについて分析した「国際テロリズム要覧」、12月には内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ記者発表して公表したのをはじめ、週ごと、月ごと、あるいは随時の形で各種印刷物を政府・関係機関等に配付した。また、公安調査庁のホームページ上の「最近の内外情勢」欄において内外情勢に関する情報を継続して掲載した。

2. 評価結果

- (1) 北朝鮮、朝鮮総聯の動向などに関する情報については、適宜、政府・関係機関に対して提供してきた。こうした情報のうち特に重要なものについては、公安調査庁長官が、内閣総理大臣や内閣官房長官等に対し、継続して直接報告を行うことにより、情報提供の迅速・適時性を確保できた。また、国際テロ関係においても、政府関係会議等の場において適時に情報を提供した。
- (2) 公安調査庁においては、北朝鮮や国際テロ調査の分野に職員を重点的に配置するなど、可能な限り効率的な調査体制を敷き、関連情報の収集・分析に努め、上記のような成果を上げてきた。しかし、北朝鮮及び国際テロの脅威が急速に高まっている情勢の下で、政府・関係機関の施策遂行に適切に貢献するためには、調査力を質・量共により一層充実させる必要があると考えている。

見直しの有無	なし。
備 考	